

かわさき南部斎苑使用料

平成30年4月1日から適用

種 別	金 額		付 記
	市内居住者	市外居住者	
火葬料1体1日	4,500円	60,000円	12歳以上
	3,000円	30,000円	12歳未満
	1,500円	15,000円	死産児
遺体保管料1体1日	1,000円	3,000円	
休憩室使用料1回	4,000円	12,000円	50人用
斎場使用料1回	第1斎場 A・B斎場 一括使用	80,000円	240,000円 200人用 通夜及び告別式で1回です。
	第1斎場 A・B斎場 区分使用	40,000円	120,000円 100人用 通夜及び告別式で1回です。
	第2斎場 A・B斎場 一括使用	40,000円	120,000円 100人用 通夜及び告別式で1回です。
	第2斎場 A・B斎場 区分使用	20,000円	60,000円 50人用 通夜及び告別式で1回です。
	第3斎場	20,000円	60,000円 50人用 通夜及び告別式で1回です。
	第4斎場	20,000円	60,000円 50人用 通夜及び告別式で1回です。

備 考

市内居住者に係る使用料は、死亡者にあつては死亡時の住所が、死産児にあつては分べん時の父又は母の住所が本市の区域内にある場合に適用し、市外居住者に係る使用料は、その他の場合に適用する。

※「川崎市葬祭場使用料の減免取扱要領」に基づく使用料の減免申請により、市内居住者使用料が適用となる場合は、次の要件に該当する方です。

- 1 死亡時に介護保険法第13条第1項に規定する住所地特例対象施設に入所又は入居していた者であつて、本市の介護保険の被保険者であつたもの
- 2 死亡時に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であつて、本市の介護給付等の支給決定を受けていたもの

かわさき北部斎苑使用料

平成30年4月1日から適用

種 別		金 額		付 記
		市内居住者	市外居住者	
火葬料1体1日		4,500円	60,000円	12歳以上
		3,000円	30,000円	12歳未満
		1,500円	15,000円	死産児
遺体保管料1体1日		1,000円	3,000円	
休憩室使用料1回		4,000円	12,000円	50人用
		2,000円	6,000円	25人用
斎場使用料1回	第1斎場	60,000円	180,000円	200人用 通夜及び告別式で1回です。
	第2斎場	30,000円	90,000円	100人用 通夜及び告別式で1回です。
	第3斎場 A・B斎場 一括使用	15,000円	45,000円	50人用 通夜及び告別式で1回です。
	第3斎場 A・B斎場 区分使用	7,500円	22,500円	25人用 通夜及び告別式で1回です。

備 考

市内居住者に係る使用料は、死亡者にあつては死亡時の住所が、死産児にあつては分べん時の父又は母の住所が本市の区域内にある場合に適用し、市外居住者に係る使用料は、その他の場合に適用する。

※「川崎市葬祭場使用料の減免取扱要領」に基づき、使用料の減免申請をされた場合、市内居住者使用料が適用となる場合は、次の要件に該当する方です。

- 1 死亡時に介護保険法第13条第1項に規定する住所地特例対象施設に入所又は入居していた者であつて、本市の介護保険の被保険者であつたもの
- 2 死亡時に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であつて、本市の介護給付等の支給決定を受けていたもの